



5 環活第415号

令和6年1月30日

経済産業大臣 殿

愛知県知事

(仮称)あつみ第二風力発電事業 環境影響評価準備書についての知事

意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の13第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長（田原市長及び南知多町長）の意見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価準備書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的な事項

(1) 本事業の対象事業実施区域の大部分が、三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されているとともに、植生自然度10の砂丘植生が分布する砂浜であり、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、本事業は、動物、植物、生態系及び景観の影響を最大限低減することが求められる。

このため、事業の実施に当たっては、専門家の助言を得ながら、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入や工事の工程及び施工方法を工夫するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 騒音

(1) 工事関係車両の主要な走行ルート沿い及び対象事業実施区域周辺に住居等が存在していることから、工事の実施に伴う騒音の影響をより一層低減するため、工事関係車両台数の低減や低騒音型の建設機械の積極的な使用等の環境保全措置を徹底すること。

(2) 本事業の施設の稼働及び累積的な施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、環境基準値又は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環境省、2017年）」で定められた指針値を上回る地点があることから、本事業の施設の稼働に伴う騒音の影響をより一層低減するため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて風力発電機に搭載される低騒音モードの利用等の更なる環境保全措置を実施すること。

3 地形及び地質

風車タワーによる砂の堆積状況については、長期的な影響についての予測及び評価が行われていないことから、長期的な影響に係る考え方を明らかにすること。

4 風車の影

対象事業実施区域周辺に住居等が存在していることから、本事業の施設の稼働に伴う風車の影の影響をより一層低減するため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて風力発電機の稼働制限等の更なる環境保全措置を実施すること。

5 動物

- (1) 本事業の施設の稼働によるコウモリ類及び鳥類の衝突の発生を極力低減するため、環境保全措置を徹底するとともに、必要に応じて発電時以外はブレードの回転を止めるなどの更なる環境保全措置を実施すること。
- (2) 鳥類について、本事業の施設の稼働による年間予測衝突数が0.1回を超えると予測されたミサゴ、チョウゲンボウ及びヒヨドリの3種を事後調査の対象として選定している。

一方、施設の稼働による累積的な予測結果では、ハイタカ、ノスリ及びハヤブサについても、年間予測衝突数が0.1回を超えるため、事後調査の対象とすることを検討するとともに、事後調査の対象種の選定方法や考え方を明らかにすること。

- (3) ハヤブサについて、現地調査では対象事業実施区域及びその周辺において営巣が確認されていないものの飛翔等の確認回数が多いことから、引き続き営巣状況の確認に努め、営巣が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

6 植物

対象事業実施区域には、ハギクソウ等の重要な種や植物群落が生育しており、植物群落については、本事業の実施により、連続的に生育している群落が分断されるおそれがある。

このため、植生の改変面積を最小限とするとともに、専門家の助言を得ながら、造成前の表土等を適切に保管及び活用して植生の回復促進に努めるなどの環境保全措置を徹底すること。

また、供用開始後に植生の回復状況を確認し、植生の回復が十分でない場合は、専門家の助言を得ながら、必要に応じて更なる環境保全措置を実施すること。

7 生態系

シロチドリについて、現地調査では対象事業実施区域内で営巣が確認されていないが、今後、営巣する可能性があることから、工事の実施前に営巣状況を確認し、営巣が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、必要に応じて更なる環境保全措置を実施すること。

8 景観

本事業の施設の存在及び累積的な施設の存在に伴う景観の影響をより一層低減するため、風力発電施設の塗装の明度及び彩度を抑えるなどの環境保全措置を徹底すること。

9 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。
- (3) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

写

別添2

23田環第328号
令和5年11月7日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良
(公印省略)

(仮称)あつみ第二風力発電事業環境影響評価準備書について(回答)

令和5年10月18日付け5環活第281号で照会のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

○騒音と超低周波音等について

- 騒音及び超低周波音、影等、地域住民の生活環境の保全に十分に配慮し、苦情が発生した場合には誠意をもって対応すること。

○動物・植物・生態系について

- 鳥類等の野生動植物の生息・生育に極力影響のないよう十分な対策を行い、鳥類等については、事業開始後も準備書に記載のある事後調査を実施し、適切に対応すること。

○景観について

- 主要な眺望点からの眺望景観について配慮すること。

以上



5南知多環第212号
令和5年10月31日

愛知県知事 大村秀章様

知多郡南知多町長 石黒和彦



(仮称)あつみ第二風力発電事業環境影響評価準備書について(回答)

令和5年10月18日付け5環活第281号で照会のありましたこのことにつきましては、意見はありません。

担当 厚生部環境課 環境保全係
電話 0569-65-0711 (内線 524)
FAX 0569-65-0694
Eメール kankyo@town.minamichita.lg.jp

